

付属資料

解雇・雇止めに関する訴訟についてのアンケート

注意事項

回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。
 回答は、各ページ60分以内に送信をしてください。
 JavaScriptおよびCookieを有効にしてください。

次へ

-----<改ページ>-----

解雇・雇止めに関する訴訟についての調査

この調査は、厚生労働省の労働政策審議会における「解雇無効時の金銭救済制度」の議論に活用するため、弁護士として、解雇・雇止め事件に携わっておられる先生方にお伺いする調査です。

本調査は、無記名です。ご回答いただいた内容は、「〇〇という回答が何パーセント」というように数字としてまとめ、自由記述欄についても、回答者個人が特定されないよう匿名化処理等を行います。また、調査目的以外には使用いたしませんので、安心してご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

調査の分析結果は、労働政策審議会に資料として提出するほか、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）の報告書として公表を予定しています。結果概要がまとまりましたら、ご所属の団体を通じて、ご報告をさせていただく予定ですので、回答へのご協力について、お願い申し上げます。

回答にあたってご留意いただきたい点

- ・この調査は、6つの弁護士団体を通じて依頼をしています。2以上の団体から、本調査のご案内が届く場合がありますが、重複回答・集計を避けるため、回答・送信は1回限りでお願いします。
- ・数字をお伺いする問もありますが、正確な数字がわからない場合は、概数をご記入いただければ結構ですので、できるだけご回答ください。
- ・令和5年11月06日（月）23:59までに、ご回答をお願いいたします。

【本調査の問い合わせ先】

<調査の趣旨>

■厚生労働省労働基準局労働関係法課

<調査票についての質問・回答方法>

■独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）
 「解雇・雇止めに関する訴訟についての調査」事務局
 担当：研究調整部研究調整課

回答が消えてしまうため、以下にご注意ください。

※回答途中でブラウザを閉じないでください。
 ※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。
 ※回答は、各ページ60分以内に送信をしてください。
 ※JavaScriptおよびCookieを有効にしてください。
 ※「戻る」ボタンで回答修正後、回答する設問が変わる場合がございます。
 その場合、途中の回答は消去されます。
 ※最後に回答一覧が表示されます。
 「回答を修正する」から回答を修正できますが、回答修正後、回答する設問が変わる場合は「回答を修正する」をご利用いただけません。「戻る」ボタンを使用し修正してください。

設問

【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】

-----<改ページ>-----

まず、先生ご自身について伺います。

Q1	この調査に回答するのは初めてですか。
-----------	--------------------

☐ 初めて

☐ 2回目以降

-----<改ページ>-----

【終了(END2)】 Q1で『2.2回目以降』いずれかを選択した方のみ

-----<改ページ>-----

Q2	下記の中で、所属されている団体・委員会を全てお答えください。
-----------	--------------------------------

☐ 日本弁護士連合会労働法制委員会

☐ 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会

☐ 日本弁護士連合会貧困問題対策本部

☐ 東京弁護士会労働法制特別委員会

☐ 第一東京弁護士会労働法制委員会

☐ 第二東京弁護士会労働問題検討委員会

☐ 日本労働弁護団

☐ 経営法曹会議

☐ いずれにも属していない

-----<改ページ>-----

Q3	弁護士登録をされたのは何年ですか。
-----------	-------------------

西暦 年

-----<改ページ>-----

Q4	今までに単独で又は主任弁護士として担当した解雇・雇止め事件について、あてはまるものをそれぞれお答えください。 ※過去5年間とは、2018年9月1日～2023年8月31日としてお答えください。
-----------	--

過去 5年 間	過去 5年 間 より も 前
---------------	-------------------------------

	↓	↓
専ら労働者の代理人を務める	☐	☐
専ら使用者の代理人を務める	☐	☐
労働者・使用者双方の代理人を務める	☐	☐
上記に当てはまらない	☐	☐

-----<改ページ>-----

【終了(END3)】

Q4で「1.過去5年間」で『4.上記に当てはまらない』いずれかを選択した

かつ

Q4で「2.過去5年間よりも前」で『4.上記に当てはまらない』いずれかを選択した方のみ

-----<改ページ>-----

Q5

これまでのご経験上、解雇や雇止めの有効性について、労働者又は使用者から相談(下記(注)を参照のこと)が寄せられた事案の中で、それが、最終的に訴訟提起(仮処分命令及び労働審判の申立ては除く。)となったのは、何%くらいですか。

(注)

・「相談」とは、事務所(来所又はオンライン)で受けたものをいいます。市役所や法テラスでの無料相談等は含みません。

・正確な数字がわからない場合は、概数を回答いただければ結構ですので、できるだけ数値を回答してください(以下の問も同様です)。

・0%の場合は、0と半角数字でご記入ください。

約

%

-----<改ページ>-----

【回答者条件】

Q4で「1.過去5年間」で『1.専ら労働者の代理人を務める』～『3.労働者・使用者双方の代理人を務める』いずれかを選択した方のみ

ここからは、先生が単独で又は主任弁護士として経験された解雇・雇止めの訴訟事件(過去5年間(2018年9月1日～2023年8月31日)・労働審判を除く)について伺います。なお、労働者・使用者いずれの代理人を務めたかを問わず、経験された全ての訴訟事件についてお答えください。

(注)

・「事件数」とは、訴訟となった事件の数をいいます。同一の事件で原告の数が複数の場合も、1件となります。

・上訴により判決が確定しなかった事件については、「和解の内容」を含め「終局事由」は控訴審又は上告審で終局した時点を基準に回答し、「事件数」は控訴審又は上告審で終局した事件を1件として回答してください。

・Q7からQ14までも同様の考え方に従い回答してください。

Q6

「終結事由」が「判決」となった訴訟事件はありましたか。あてはまるものを1つ教えてください。

※使用者の代理人を務めた場合も含めてお答えください。

☐ あった(判決により終結した事件が1件以上)

☐ なかった(すべて和解等により終結したため、判決により終結した事件が0件)

-----<改ページ>-----

【回答者条件】

Q6で『1.あった(判決により終結した事件が1件以上)』いずれかを選択した方のみ

Q7	単独で又は主任弁護士として経験された解雇又は雇止めの訴訟事件(労働審判を除く。)のうち、過去5年(調査期間)内(No.244～2023年8月31日)の間に終局した事件数・争いとなった労働者数について伺います。
	(注) ・「事件数」とは、訴訟となった事件の数をいいます。同一の事件で原告の数が複数の場合も、1件となります。 ・上訴により判決が確定しなかった事件については、「和解の内容」を含め「終局事由」は控訴審又は上告審で終局した時点に基づき回答し、「事件数」は控訴審又は上告審で終局した事件を1件として回答してください。 ・「労働者数」とは、各事件で地位確認等を求めた労働者の数をいい、1つの事件において、異なる終局事由となった労働者がいる場合には、それぞれの終局事由ごとの労働者の人数を回答してください。 ・過去5年間の解雇・雇止めの訴訟事件(2018年9月1日～2023年8月31日・労働審判を除く)についてお答えください。 ・わからない場合は空欄、ゼロの場合は0と半角数字でご記入ください。

<合計>

事件数 件

労働者数 人

「終局事由」(「和解」、「判決」、「取り下げその他」)別の内訳

■和解

労働者数 人

「和解内容」(「地位確認」、「合意退職」)別の内訳

・地位確認

労働者数 人

・合意退職

労働者数 人

■判決

労働者数 人

■取り下げその他

労働者数 人

-----<改ページ>-----

【回答者条件】

Q6で『1.あった(判決により終結した事件が1件以上)』いずれかを選択した方のみ

Q8	「判決」で終局したが、判決までの過程で、裁判所から和解案が示されたものの、それが拒絶された事件数・労働者数について伺います。
	(注) ・「事件数」とは、訴訟となった事件の数をいいます。同一の事件で原告の数が複数の場合も、1件となります。 ・上訴により判決が確定しなかった事件については、「和解の内容」を含め「終局事由」は控訴審又は上告審で終局した時点に基づき回答し、「事件数」は控訴審又は上告審で終局した事件を1件として回答してください。 ・「労働者数」とは、各事件で地位確認等を求めた労働者の数をいい、1つの事件において、異なる終局事由となった労働者がいる場合には、それぞれの終局事由ごとの労働者の人数を回答してください。 ・過去5年間の解雇・雇止めの訴訟事件(2018年9月1日～2023年8月31日・労働審判を除く)についてお答えください。 ・集団訴訟で、和解案に対する労働者の対応が分かれた場合は、事件数は、拒絶された事件として1件、労働者数は、拒絶した人数のみを記入してください。 ・わからない場合は空欄、ゼロの場合は0と半角数字でご記入ください。

<合計>

事件数 件

労働者数 人

「和解案を拒絶した者」（「労働者が拒絶」、「使用者が拒絶」、「労使双方が拒絶」）別の内訳

■労働者が拒絶

労働者数 人

■使用者が拒絶

労働者数 人

■労使双方が拒絶

労働者数 人

-----<改ページ>-----

【回答者条件】

Q6で『1.あった（判決により終結した事件が1件以上）』いずれかを選択した方のみ

「裁判所からの和解案を拒絶した理由」を伺います。

Q9	《Q8で、労働者が和解案を拒絶した理由》 （注） ・「事件数」とは、訴訟となった事件の数をいいます。同一の事件で原告の数が複数の場合も、1件となります。 ・上訴により判決が確定しなかった事件については、「和解の内容」を含め「終局事由」は控訴審又は上告審で終局した時点に基づいて回答し、「事件数」は控訴審又は上告審で終局した事件を1件として回答してください。 ・「労働者数」とは、各事件で地位確認等を求めた労働者の数をいい、1つの事件において、異なる終局事由となった労働者がいる場合には、それぞれの終局事由ごとの労働者の人数を回答してください。 ・過去5年間の解雇・雇止め訴訟事件（2018年9月1日～2023年8月31日・労働審判を除く）についてお答えください。 ・複数の理由が当てはまる場合は、該当する理由欄それぞれにおいて、1人として数え、記入してください。 ・わからない場合は空欄、ゼロの場合は0と半角数字でご記入ください。
----	--

1.「合意退職」の和解案だったが、労働者が復職を希望したため

事件数 件

労働者数 人

2.「合意退職」の和解案だったが、裁判所から示された解決金額が低かったため

事件数 件

労働者数 人

3.「合意退職」の和解案だったが、労働者が当該解雇等を無効であると確信していたため

事件数 件

労働者数 人

4.「地位確認」の和解案だったが、労働者が裁判所から示された復職後の労働条件に納得がいかなかったため

事件数 件

労働者数 人

5. 使用者の代理人を務めたため、分からない

事件数 件

調査シリーズNo.244

労働者数 人

Q9 1～5以外で、特に理由があった場合の理由を記入してください。

【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】

Q9 1～5以外で、特に理由があった場合の理由を記入してください。

Q9 1～5以外で、特に理由があった場合は、以下に記入してください。

【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】

Q9 1～5以外で、特に理由があった場合は、以下に記入してください。

事件数 件

労働者数 人

-----<改ページ>-----

【回答者条件】

Q6で『1.あった(判決により終結した事件が1件以上)』いずれかを選択した方のみ

「裁判所からの和解案を拒絶した理由」を伺います。

Q10

《Q8で、使用者が和解案を拒絶した理由》

(注)

・「事件数」とは、訴訟となった事件の数をいいます。同一の事件で原告の数が複数の場合も、1件となります。

・上訴により判決が確定しなかった事件については、「和解の内容」を含め「終局事由」は控訴審又は上告審で終局した時点を基準に回答し、「事件数」は控訴審又は上告審で終局した事件を1件として回答してください。

・「労働者数」とは、各事件で地位確認等を求めた労働者の数をいい、1つの事件において、異なる終局事由となった労働者がいる場合には、それぞれの終局事由ごとの労働者の人数を回答してください。

・過去5年間の解雇・雇止めの訴訟事件(2018年9月1日～2023年8月31日・労働審判を除く)についてお答えください。

・複数の理由が当てはまる場合は、該当する理由欄それぞれにおいて、1人として数え、記入してください。

・わからない場合は空欄、ゼロの場合は0と半角数字でご記入ください。

1.「合意退職」の和解案だったが、使用者が金銭を支払うこと自体を希望しなかったため

事件数 件

労働者数 人

2.「合意退職」の和解案だったが、裁判所から示された解決金額が高かったため

事件数 件

労働者数 人

3.「地位確認」の和解案だったが、使用者が労働者の復職を希望しなかったため

事件数 件

労働者数 人

4.「地位確認」の和解案だったが、労働者の復職について会社内の理解が得られなかったため

事件数 件

調査シリーズNo.244

労働者数 人

5.「地位確認」の和解案だったが、使用者が当該解雇等を有効であると確信していたため

事件数 件

労働者数 人

6.労働者の代理人を務めたため、分からない

事件数 件

労働者数 人

Q10 1～6以外で、特に理由があった場合の理由を記入してください。
【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】

Q10 1～6以外で、特に理由があった場合の理由を記入してください。

Q10 1～6以外で、特に理由があった場合は、以下に記入してください。
【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】

Q10 1～6以外で、特に理由があった場合は、以下に記入してください。

事件数 件

労働者数 人

-----<改ページ>-----

【回答者条件】
Q6で『1.あった(判決により終結した事件が1件以上)』いずれかを選択した方のみ

Q11

「判決」で終局したが、判決で、解雇又は雇止めが無効とされた事件数・労働者数について伺います。

(注)

- ・「事件数」とは、訴訟となった事件の数をいいます。同一の事件で原告の数が複数の場合も、1件となります。
- ・上訴により判決が確定しなかった事件については、「和解の内容」を含め「終局事由」は控訴審又は上告審で終局した時点を基準に回答し、「事件数」は控訴審又は上告審で終局した事件を1件として回答してください。
- ・「労働者数」とは、各事件で地位確認等を求めた労働者の数をいい、1つの事件において、異なる終局事由となった労働者がいる場合には、それぞれの終局事由ごとの労働者の人数を回答してください。
- ・過去5年間の解雇・雇止めの訴訟事件(2018年9月1日～2023年8月31日・労働審判を除く)についてお答えください。
- ・わからない場合は空欄、ゼロの場合は0と半角数字でご記入ください。

<合計>

事件数 件

労働者数 人

判決で解雇又は雇止めが無効とされた事件において、労働者は、判決に従って一度でも元の職場で再び働きましたか。

■再び働いた

労働者数 人

■再び働くことはなかった

労働者数 人

■不明

労働者数 人

Q12	前問で、「再び働いた」とした労働者について、復職後に、労働者本人は、継続就業を希望していたにもかかわらず、嫌がらせや退職勧奨を受けた、居づらくなった等といった理由で、不本意な退職となった事例を把握されていたら、事件数、労働者数、退職理由を伺います。 (注) 同じ集団訴訟で、不本意な退職が複数あった場合は、事件数は、不本意な退職があった事件として1件、労働者数は、不本意な退職となった人数のみを記入してください。
-----	--

事件数 件労働者数 人

	退職理由 【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】
--	--

退職理由

(注) 複数の理由が当てはまる場合は、該当する理由欄それぞれにおいて、1人として数え、記入してください。

1. 使用者から、嫌がらせを受けたため

事件数 件労働者数 人

2. 使用者から、退職勧奨を受けたため

事件数 件労働者数 人

3. 職場の同僚から、嫌がらせを受けたため

事件数 件労働者数 人

4. 職場に居づらくなったため

事件数 件労働者数 人

5. コロナ禍の影響で、希望どおりの形で勤務できなくなったため(勤務時間の短縮、出勤制限等)

事件数 件労働者数 人

	Q12 1～5以外で、特に理由があった場合の理由を記入してください。 【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】
--	--

Q12 1～5以外で、特に理由があった場合の理由を記入してください。

Q12 1～5以外で、特に理由があった場合は、以下に記入してください。
【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】

Q12 1～5以外で、特に理由があった場合は、以下に記入してください。

事件数 件

労働者数 人

-----<改ページ>-----

【回答者条件】
Q6で『1.あった（判決により終結した事件が1件以上）』いずれかを選択した方のみ

Q13_1

これまでのご経験から、解雇・雇止め無効判決後に、労働者が円滑に復職や就労継続するために、最も重要だと思うことを選んでください。
(最大3つまで回答可)

- ☐ 復職後の配置が解雇・雇止め前に近いこと
- ☐ 復職前に、面談を実施する等、十分なコミュニケーションがあること
- ☐ 復職後に必要な情報について、サポートがあること
- ☐ 職場で支障なく働くことができる雰囲気
- ☐ 労働組合やその労働者を支持する組織のサポートがあること
- ☐ 紛争が可能な限り早期に解決すること
- ☐ 上記にあてはまるものはない

Q13_2

また、上記の選択肢以外に、重要だと思われたことがありましたら、教えてください。

-----<改ページ>-----

【回答者条件】
Q4で『1.過去5年間』で『1.専ら労働者の代理人を務める』、『3.労働者・使用者双方の代理人を務める』いずれかを選択したかつ
Q6で『1.あった（判決により終結した事件が1件以上）』いずれかを選択した方のみ

Q14

労働者の代理人を務めた方に伺います。「再び働くことはなかった」とした労働者について、労働者の復職が難しかった理由を把握されていたら、その理由、事件数、労働者数を教えてください。

(注)

- ・「事件数」とは、訴訟となった事件の数をいいます。同一の事件で原告の数が複数の場合も、1件となります。
- ・上訴により判決が確定しなかった事件については、「和解の内容」を含め「終局事由」は控訴審又は上告審で終局した時点を基準に回答し、「事件数」は控訴審又は上告審で終局した事件を1件として回答してください。
- ・「労働者数」とは、各事件で地位確認等を求めた労働者の数をいい、1つの事件において、異なる終局事由となった労働者がいる場合には、それぞれの終局事由ごとの労働者の人数を回答してください。
- ・過去5年間の解雇・雇止めの訴訟事件(2018年9月1日～2023年8月31日・労働審判を除く)についてお答えください。

(注) 複数の理由が当てはまる場合は、該当する理由欄それぞれにおいて、1人として数え、記入してください。

1.復職後の労働条件、配置に納得できなかったため

事件数 件

労働者数 人

2.復職後の職務遂行能力に懸念があったため

事件数 件

労働者数 人

3.復職後の人間関係に懸念があったため

事件数 件

労働者数 人

4.労働者の復職に対する使用者の拒否が強かったため

事件数 件

労働者数 人

5.組合やその労働者を支持する組織がなかったため

事件数 件

労働者数 人

6.再び解雇／雇止めされる懸念があったため

事件数 件

労働者数 人

7.訴訟で争ううちに退職する気になったため

事件数 件

労働者数 人

8.判決時には、訴訟提起時から事情が変わっていたため

事件数 件

労働者数 人

9.裁判前から復職するつもりはなく、判決で、訴訟提起の目的は達成されたため

事件数 件

労働者数 人

10.コロナ禍の影響で、希望どおりの形で復職できないと考えたため(勤務時間の短縮、出勤制限等)

事件数 件

労働者数 人

Q14 1～10以外で、特に理由があった場合の理由を記入してください。

Q14_22

Q14 1～10以外で、特に理由があった場合は、以下に記入してください。
【この設問文はモニター回答時には画面に表示されません】

Q14 1～10以外で、特に理由があった場合は、以下に記入してください。

事件数 件

労働者数 人

-----<改ページ>-----

【回答者条件】
Q4で「1.過去5年間」で『1.専ら労働者の代理人を務める』、『3.労働者・使用者双方の代理人を務める』～『4.上記に当てはまらない』
いずれかを選択した
または
Q4で「2.過去5年間よりも前」で『1.専ら労働者の代理人を務める』、『3.労働者・使用者双方の代理人を務める』～『4.上記に当てはまらない』
いずれかを選択した方のみ

弁護士登録以降の経験に基づき、お答えください。

Q15

労働者の代理人を務めたことがある方にお聞きます。これまでの経験上、解雇・雇止め事件について、労働者が訴訟を提起した理由についてお答えください。

		強くあてはまる	少しあてはまる	どちらともいえない	あてはまらない	全くあてはまらない
訴訟によって、自分の社会的名誉や自尊心を守りたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟によって、給与収入など経済的な利益を守りたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟によって、復職を実現し(あるいは権利を守り)たかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟によって、事実関係や解雇の有効性の有無をはっきりさせ、公正な解決を得たかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟によって、強制力のある解決を得て、紛争を終わらせたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟によって、相手をこらしめてやりたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
相手方が交渉に応じなかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
公の場で議論したかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
裁判官に話を聞いてもらいたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟を通じて、同じような問題をかかえている労働者の立場や利益も守りたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟以外の手段では解決できないと感じた	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟では勝てると思った	→	☐	☐	☐	☐	☐
人に強く勧められた	→	☐	☐	☐	☐	☐

Q16

上記以外で、特に理由があった場合の理由を記入してください。

-----<改ページ>-----

【回答者条件】

Q4で「1.過去5年間」で『2.専ら使用者の代理人を務める』～『4.上記に当てはまらない』いずれかを選択した
または

Q4で「2.過去5年間よりも前」で『2.専ら使用者の代理人を務める』～『4.上記に当てはまらない』いずれかを選択した方のみ

Q17

使用者の代理人を務めたことがある方にお聞きます。これまでのご経験上、解雇・雇止め事件について、使用者が訴訟手続に何を期待したかについてお答えください。

		強く あてはまる	少し あてはまる	どちら ともい えない	あて はまら ない	全く あては まらな い
訴訟によって、会社の社会的名誉や自尊心を守りたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟によって、会社の財産など経済的な利益を守りたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟によって、会社の権利を実現し(あるいは守り)たかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟によって、事実関係や解雇の有効性の有無をはっきりさせ、公正な解決を得たかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟によって、強制力のある解決を得て、紛争を終わらせたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
公の場で議論したかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
裁判官に話を聞いてもらいたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐
訴訟を通じて、同じような問題をかかえている使用者の立場や利益も守りたかった	→	☐	☐	☐	☐	☐

Q18

上記以外で、特に理由があった場合の理由を記入してください。

-----<改ページ>-----

JILPT 調査シリーズ No. 244

解雇等無効判決後における復職状況等に関する調査

発行年月日 2024年7月12日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 株式会社相模プリント

© 2024 JILPT

Printed in Japan

* 調査シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<https://www.jil.go.jp/>)